

# デジタルプロダクトの購入に関する一般利用規約

(MBJ20240626版)

一般利用規約

メルセデス・ベンツ日本合同会社

## A. 契約の対象事項、適用範囲

1. このデジタルプロダクトの購入に関する一般利用規約（以下「**本一般利用規約**」といいます。）は、デジタルプロダクト（以下に定義します。）の利用権の取得のために、メルセデス・ベンツ日本合同会社（以下「**MBJ**」といいます。）がウェブサイト上およびスマートフォン用アプリケーション（以下「**スマホアプリ**」といいます。）上で運営する Mercedes me Store を通じて行われるお客様（以下「**本カスタマー**」といいます。）からの注文の一切に適用されます。

本一般利用規約は、デジタルプロダクトの購入、および期間延長のいずれにも適用されます。

本一般利用規約において、次の用語は、それぞれ以下に定める意味を有するものとします。

- (1) 「**デジタルプロダクト**」とは、MBJ が Mercedes me connect サービスの利用約款（以下「**本関連利用約款**」といいます。）に基づき提供する Mercedes me connect・テレマティクスサービス、オンデマンド機能並びにその他のデジタルコンテンツ、デジタルプロダクトおよびデジタルサービスを総称します。
- (2) 「**本オンデマンド機能**」とは、デジタルプロダクトのうち、MBJ が指定するメルセデス・ベンツ車両において利用することができる一定の機能をいいます。オンデマンド機能の区分は Mercedes me Store の商品ページに掲載されています。

デジタルプロダクトは、本関連利用約款に定める本カスタマーのみが、本関連利用約款に定めるデジタルプロダクト対象車両においてのみ利用することが可能です。また、デジタルプロダクトを利用することが可能な車両モデルは、MBJのウェブサイト（Mercedes me connect に関する情報サイト、Mercedes me Store サイト、および Mercedes me Portal サイト等を含みます。）、およびMBJのスマホアプリ（Mercedes me アプリおよび Mercedes me Store アプリ等）においてご確認ください。なお、一部の**本カスタマー**は、消費者契約法に定義される消費者である限りにおいて、同法に基づく権利を享受することができます。

本一般利用規約は、**本カスタマー**が本関連利用約款に定める**その他利用権者**であり、本サービス対象車両を社用車として利用する権限を有効に付与された場合を除き、消費者のみに適用されるものとします。消費者とは、主として商用または個人事業用以外の目的のために、法的に拘束力のある取引を行う自然人をいいます。

2. 本カスタマー独自の取引条件の適用は本一般利用規約をもって明示的に拒絶いたします。当該拒絶は、本カスタマーが確認を行う際に自己の取引または購入に関し本カスタマー独自の取引条件に言及した場合にも適用されます。
3. 本関連利用約款の条項と本一般利用規約の条項との間に齟齬がある場合、当該本一般利用規約の条項が本関連利用約款に優先して適用されるものとします。

## B. ストア運営者および契約方法に関する事項

1. Mercedes me Store は、MBJ が提供および運営しています。
2. Mercedes me Store においては、本カスタマーは原則としてデジタルプロダクトに関する以下の契約方法から選択することができます。
  - a. 1 か月単位での支払いおよび解約権を伴う期間の定めのない契約（以下「サブスクリプション」といいます。）
  - b. 期間の定めのある契約
  - c. 車両の耐用期間において無期限の契約（本オンデマンド機能に適用されます）
3. 本一般利用規約に別段の定めがない限り、各デジタルプロダクトに係るサービスの範囲、使用条件、使用可能性およびその他の情報は、Mercedes me Storeの製品詳細ページに記載されている各サービスの説明に基づくものとします。なお、車種や装備によってサービスの範囲が異なる場合があります。  
本カスタマーは、MBJのウェブサイト等において作成したご自身のユーザーアカウント（以下「本ユーザーアカウント」といいます。）でMercedes me Storeにログインすることにより、製品詳細ページから、接続された車両においてご利用いただける具体的な本デジタルプロダクトを確認することができます。

## C. 契約の成立

1. Mercedes me Store での注文手続完了をもって、本カスタマーは、MBJ に対して、契約締結につき法的拘束力のある申込みを行ったこととなります。

Mercedes me Storeでの注文を行うためには、本カスタマーにおいて、本ユーザーアカウントに、有効なEメールアドレスまたは携帯電話番号を登録していることが必要です。

本ユーザーアカウントの登録および Mercedes me Store での注文手続における正確なデータの入力については本カスタマー自身が単独で責任を負うものとします。

なお、Mercedes me Storeでの注文手続の完了前に、本カスタマーは本一般利用規約に同意する必要があります。注文データおよび本一般利用規約は、注文後に本カスタマーに対して送信される注文確認でご覧いただくことができ、そこからファイル形式で印刷することができます。本カスタマーは、登録した連絡先の種別に応じて、EメールまたはMercedes me Store（ウェブサイト/スマホアプリ）を通じて注文確認を受

け取ることができます。

2. Mercedes me Store での注文は、注文手続の完了後に、注文確定のページが表示された時点で完了し、当該時点において、MBJ と本カスタマーとの間における当該注文に係る契約が成立するものとします。
3. 本デジタルプロダクトがサブスクリプション又は期間の定めのある契約の方法により購入された場合、パート C のセクション 2 に基づき契約が成立した後直ちに当該デジタルプロダクトはアクティベートされ、契約期間が開始します。  
但し、期間の定めのある契約の方法により購入され、本カスタマーによりいくつかの手順（例えば、エンジンスター後に車両をビークルバックエンド機器に接続すること）をとっていただく必要がある場合には、契約期間の開始が遅れることがあります。  
本オンデマンド機能については、1 回の買い切りライセンスに係る契約締結後直ちに有効化され、無期限の契約期間が開始します。この場合においても、本カスタマーにおいて追加の手順（例えば、エンジンスター後に車両をビークルバックエンド機器に接続すること）をとっていただく必要が生じる場合があります。詳細については、パート G のセクション 3 をご参照ください。
4. 一部の場合において、本デジタルプロダクトを完全に利用可能になるまでに契約成立から数時間かかる場合があります。

#### **D. 申込の撤回および契約の解約**

1. MBJ に債務不履行があった場合を除き、Mercedes me Store での注文手続完了後の申込みの撤回および契約成立後の解約はお受けできませんので、予めご了承ください。ただし、パート M のセクション 3 から 5 までに記載する場合には、本カスタマーが購入したデジタルプロダクトにつき MBJ に支払った使用料の一部が、本一般利用規約に従い本カスタマーに返金されます。なお、Mercedes me Store におけるデジタルプロダクトの購入等には、クーリングオフは適用されません。
2. 本パート D のセクション 1 にかかわらず、サブスクリプションサービス（無期限の契約であり、毎月月額料金をお支払いいただくものをいい、以下「サブスクリプション購入」といいます。）に係る契約については、パート H のセクション 2 に従い当該契約を解約することができます。

#### **E. デジタルプロダクトの価格**

1. デジタルプロダクト（本オンデマンド機能を除く。本項において同じ。）の価格は、サービスの内容・期間により異なります。デジタルプロダクトは、合意された期間（無期限の契約であることについて合意した場合を含みます。以下同じ。）において、Mercedes me Store において注文時に表示されている価格で提供されます。合意さ

れた期間においては、当該価格の支払以外に追加料金の支払なくデジタルプロダクトをご利用いただけます。

なお、Mercedes me Storeに表示されている商品のうちパッケージ商品については、①これを利用しようとする本デジタルプロダクト対象車両に搭載されたシステムの性能等により、利用できないサービスが含まれる場合や、②残存ライセンス期間があるサービスが含まれる場合であっても、減額は行いませんので、あらかじめご了承ください。

2. 本オンデマンド機能は、車両の耐用期間において、Mercedes me Storeで注文時に表示された価格で提供されます。車両の耐用期間においては、当該価格の支払以外に追加料金の支払なく本オンデマンド機能をご利用いただけます。
3. デジタルプロダクトを購入した場合、MBJによる遠隔操作によりこれらのデジタルプロダクトが利用開始可能となります。そのため、デジタルプロダクトの購入にあたり送料は発生しません。

#### F. デジタルプロダクトに係る料金のお支払い

1. デジタルプロダクトの使用料は、クレジットカードおよびMercedes me Store上の注文手続において表示されたその他の支払方法によってのみ、お支払いいただけます。
2. MBJは、一定の支払方法を除外する権利を留保するものとします。
3. 一部のデジタルプロダクトの購入にあたっては、本カスタマーは、一定のライセンス期間が特定されているデジタルプロダクトの一回払いでの購入または本オンデマンド機能を除くデジタルプロダクトのサブスクリプション購入のいずれかを選択できます。どちらを選択した場合であっても、前払いによるものとします。
4. 本カスタマーが初めてサブスクリプション購入によりデジタルプロダクトを購入する場合、当該契約は無期限の契約となります。この場合、本カスタマーは、1か月の無料試用期間として購入日から翌月の応当日の前日までの間、選択した車両において当該デジタルプロダクトを無料で利用することができます。なお、使用する車両が異なる場合であっても、同一のデジタルプロダクトについては、1つの本ユーザーアカウントにつき1回のみ、無料試用期間が適用されます。また、本デジタルプロダクトのご利用にあたりアクティベーション等の一定の手順が必要となる場合がありますが、無料試用期間は、アクティベーションの有無や本デジタルプロダクトが実際にご利用可能な状態となっているか否かに関わらず開始され、ご利用いただけなかった期間に相当する無料期間の延長は行われませんものとします。
5. 月額料金の請求対象となる各期間は、各月の契約締結日に応答する日から翌月の応当日の前日までとします。各デジタルプロダクトに係る月額料金の次回請求日は、Mercedes me Store（ウェブサイト/スマホアプリ）上の本ユーザーアカウントからご確認ください。

## G. 権利と使用条件

1. 本デジタルプロダクトには、本カスタマーが一定の期間アクティベートできる本デジタルプロダクトと期間の定めなく車両の耐用期間において無期限にご利用いただける本デジタルプロダクト（本オンデマンド機能）があります。  
全てのデジタルプロダクトは車両固有のものであり、選択された車両においてのみアクティベート又は有効化できます。
2. 本カスタマーによるサブスクリプション又は期間の定めのある契約による本デジタルプロダクトのご利用にあたっては、本関連利用約款及び Mercedes me ID サービス利用約款の現行バージョンに恒久的に同意すること、本ユーザーアカウントを車両に恒久的に接続すること、および本デジタルプロダクトのアクティベーションが必要です。本カスタマーが利用規約の少なくとも1つへの同意を撤回し（正当な理由による場合を含みます。）、車両の接続を解除し、本デジタルプロダクトを無効化し、又は居住地を Mercedes me connect 契約地域外に移動した場合、本カスタマーは本デジタルプロダクトをご利用いただけなくなります。この場合であっても、本カスタマーは本デジタルプロダクトの使用対価を支払う義務を免れず、すでに支払い済みの料金から未使用部分に相当する金額の返金も行われません。
3. 本カスタマーが、本オンデマンド機能を購入する場合、本カスタマーは、本オンデマンド機能が車両で有効化されるまでの間、車両を本ユーザーアカウントにリンクしている必要があります。有効化のためには、車両を一度始動し、Mercedes Benz AG のビークルバックエンド機器（以下「Mercedes Benz AG バックエンド」といいます。）への接続を確立する必要があります。本カスタマーは、本ユーザーアカウントで詳細情報をご確認いただけます。本オンデマンド機能が有効化されているかを確認するため、車両は定期的に Mercedes Benz AG バックエンドへの接続を確立し、車台番号を送信します。さらに、この接続により、車両で有効化されている本オンデマンド機能に関する情報が定期的を送信されます。このように有効化された本オンデマンド機能は、一度 Mercedes Benz AG バックエンドとの接続を確立したのちに当該車両と本ユーザーアカウントの接続が切断された場合でも、当該車両の耐用期間において無期限に利用することができます。
4. 本項余白
5. 本デジタルプロダクトの提供及び使用については、本カスタマーが同意する本関連利用約款の最新版の定めに従うものとします。

## H. 契約期間、終了、切り替え

1. 期間の定めがある本デジタルプロダクトの場合、当該デジタルプロダクトの利用権は、合意された契約期間の満了に伴い、別途の手續を要さず自動的に終了します。使用期間の延長は、Mercedes me Storeを通じて行うことができますが、新たに当該デジタルプロダクトを購入することが必要です。  
MBJは、契約期間の満了が近づいていることを、本カスタマーが選択した連絡手段、すなわち、電子メールまたは本ユーザーアカウントの「マイメッセージ」受信箱へ

のメッセージ、および携帯電話番号へのテキストで、本カスタマーに通知することができます。

2. サブスクリプションにより購入した本デジタルプロダクトについては、その利用権の期間に定めはありませんが、サブスクリプションの解約により終了します。本カスタマーは、Mercedes me Storeにログインし、「注文履歴」>「サブスクリプション」の下に表示される「サブスクリプションを解約する」というボタンをクリックすることにより、月額料金の請求対象期間最終日の23時59分までに手を完了させることで、いつでもサブスクリプション購入に係る契約を終了させることができます。MBJは、月額料金の請求対象期間最終日の14日前までに通知することにより、当該請求対象期間最終日をもってサブスクリプション購入に係る契約を終了させることができます。MBJによる終了の通知は本カスタマーにより選択された方法、Eメール、又は本カスタマーの携帯電話番号へのメッセージ（SMS）のいずれかおよび本ユーザーアカウントのメッセージボックスへのメッセージによりこれを行うものとします。サブスクリプション購入に係る契約が終了した場合には、当該サブスクリプション購入に係るデジタルプロダクトは契約の満了に伴い停止されます。
3. 本カスタマー及びMBJは正当な理由がある場合には契約を解除することができます。車両の売却、譲渡又は引渡しは本カスタマーが契約を解除するための正当な理由を構成しません。2回連続でサブスクリプション購入されたデジタルプロダクトの月額料金の支払いがされなかった場合、MBJは、正当な理由があるものとして当該デジタルプロダクトに係るサブスクリプション購入に係る契約を解除することができます。正当な理由に基づく契約の解除に係る通知は書面により行わなければならないものとします。MBJによる通知については、正当な理由に基づき契約を解除する場合、本カスタマーが選択した連絡手段、すなわち、電子メールまたは本ユーザーアカウントの「マイメッセージ」受信箱へのメッセージ、および携帯電話番号へのテキストが書面による通知に含まれます。本カスタマーについてはパートJのセクション1に記載の連絡先に書面又は電話で通知するものとします。
4. 前三項にかかわらず、本ユーザーアカウントにアクセスできない場合、または各車両にアクセスできない場合、本カスタマーによる解約は、それぞれの請求対象期間終了の7日前までに、パートJのセクション1に記載の連絡先に書面又は電話で通知するものとします。MBJが正当な理由により本デジタルプロダクトをブロックし、または本関連利用約款を終了した場合も同様です。この場合も、本カスタマーへの未使用分に係る返金はありません。
5. 本オンデマンド機能については、本カスタマーは、車両の耐用期間において無期限に使用することができます。
6. サブスクリプション購入に係る本デジタルプロダクトについては、本カスタマーは当初購入していたサブスクリプションをパートHのセクション2に従って解約し、Mercedes me storeで新たにサブスクリプションを購入することにより、サブスクリプションを切り替えることが可能です。本カスタマーが期間の定めのある本デジタルプロダクトを購入した場合、かかる両当事者間で合意された契約期間が満了する前に、Mercedes me Storeで注文することにより、サブスクリプションによる本デジタルプロダクトの購入に切り替えるか、

Mercedes me Storeで別の製品を選択して購入することができます。ただし、そのような場合、お客様は、以前に購入した期間の定めのある本デジタルプロダクトの残りの契約期間をすべて失うこととなり、支払い済みの費用の返金はありません。

## **I. デジタルプロダクトの利用可能性および提供**

1. MBJは、関連契約が存在しているにもかかわらず、Mercedes-Benz AGがMBJにデジタルプロダクトを提供していないため、過失なく、注文されたデジタルプロダクトを提供できない場合、本カスタマーとの間の契約を取り消す権利を有します。既に使用料が支払われているデジタルプロダクトを提供できない場合、MBJは、遅滞なく、本カスタマーの登録した連絡先の種別に応じて、Eメールまたは携帯電話番号へのメッセージ（SMS）を通じて、本カスタマーに通知しなければならず、かつ、遅滞なく、本カスタマーに対して支払い済みの使用料を返金するものとします。本カスタマーのその他の法定の請求権は、これにより影響を受けるものではありません。
2. MBJは、2つ以上のデジタルプロダクトが注文された場合、本カスタマーにとって合理的とみなされる範囲において、一部のデジタルプロダクトを別々に提供することができます。
3. MBJの過失なく、MBJまたはMercedes-Benz AGにおいて不可抗力または運営上の障害が発生し、MBJによるデジタルプロダクトの提供が一時的に不可能となった場合、当該状況から生じた不完全履行または不履行の存続期間中、MBJは当該サービスの履行義務を免除されるものとします。
4. 本項余白

## **J. デジタルプロダクトに関するお問い合わせ先**

1. デジタルプロダクトに関するお問い合わせおよびご意見については、以下のお問い合わせ先をご利用ください。

メルセデス・ベンツ日本合同会社

所在地

〒261-7108

千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目 6 番地 1

メルセデス・コール

電話番号（日本語）：0120-190-610

電話番号（英語）：0120-009-927

※固定電話の場合は無料。携帯電話料金については有料となる場合があります。

営業時間/8:00-20:00 年中無休

※システムメンテナンス等によりサービスを休止する場合があります。あらかじめご了承ください。

2. 本関連利用約款におけるデジタルプロダクトについての説明は、保証を意味するものではなく、また、過失に基づかない事由によりサービスが提供されないリスクの推定を意味するものでもございません。
3. 本一般利用規約のパートJは、損害賠償請求には適用されないものとします。損害賠償請求については、本一般利用規約のパートKに従うものとします。

## **K. 責 任**

1. デジタルプロダクトに関して本カスタマーまたは第三者が被った損害等については、MBJ、Mercedes-Benz AGおよびその他のMercedes-Benz AGのグループ会社はいかなる責任も負わないものとします。ただし、本一般利用規約に基づく契約が消費者契約法上の消費者契約に該当する場合には、MBJ、Mercedes-Benz AGおよびその他のMercedes-Benz AGのグループ会社は、MBJ、Mercedes-Benz AGまたはその他のMercedes-Benz AGのグループ会社の責めに帰すべき事由による損害等について責任を負いますが、MBJ、Mercedes-Benz AGまたはその他のMercedes-Benz AGのグループ会社に故意・重過失がある場合を除き、本カスタマーがMBJに実際に支払った額を限度として責任を負うものとします。
2. 本項余白
3. 本項余白
4. MBJ、Mercedes-Benz AGおよびその他のMercedes-Benz AGのグループ会社の法定代理人、代理人および従業員の個人的な責任は、軽微な過失による損害の場合には免責されます。MBJの法定代理人および機関を除き、当該責任制限は、MBJの代理人および従業員による重大な過失に起因する損害の場合にも適用されます。
5. 本カスタマーは、故意または過失により、自己が法令または本一般利用規約の規定に違反したことにより発生した損害について、MBJ、Mercedes-Benz AGおよびその他のMercedes-Benz AGのグループ会社に対して責任を負います。
6. 本カスタマーは、故意または過失により、自己が法令もしくは本一般利用規約の規定に違反し、または第三者の権利を侵害したことに関し、MBJ、Mercedes-Benz AGまたはその他のMercedes-Benz AGのグループ会社が第三者から請求を受けたことにより生じた損害について、MBJ、Mercedes-Benz AGおよびその他のMercedes-Benz AGのグループ会社に支払うものとします。

## **L. 個人データの処理に関する情報**

1. Mercedes me Storeウェブサイト/スマホアプリにおける個人情報の取り扱いおよびデジタルプロダクトの購入に関する個人情報の取り扱いについては、以下の「個人情報の取扱いについて」をご参照ください。

## 個人情報の取扱いについて

2. MBJは承認を受けたメルセデス・ベンツ正規販売店を通じて本ユーザーアカウントに登録された本カスタマーの電子メールアドレスまたは携帯電話番号に、電子メールまたはSMSメッセージを送信できることとします。これらの電子メールまたはSMSメッセージは、Mercedes me Storeのオンラインサービスに関するMBJの製品およびサービスの広告宣伝を含みます。

### **M. デジタルプロダクトの早期終了**

1. 本カスタマーが、以下の各号のいずれかの理由により、デジタルプロダクトの利用を停止した場合、本カスタマーが当該デジタルプロダクトにつきMBJに対して支払った使用料の返金（按分計算による返金を含みます。）は行われないものとします。
  - ① 本関連利用約款第1章第4.10条に基づきMercedes meアプリを削除したこと
  - ② 本関連利用約款第1章第4.11条に基づきデジタルプロダクトを停止したこと
  - ③ 本関連利用約款第1章第5.2条に基づき自己の車両の接続を切断したこと
  - ④ 本関連利用約款第1章第9.3条に基づき本関連利用約款に基づく契約を終了したこと（本パートMのセクション3に該当する場合を除きます。）
  - ⑤ 本関連利用約款第1章第9.4条に基づき日本以外の国に住所を変更したこと
2. 本カスタマーが、サブスクリプション又は期間の定めのある本デジタルプロダクトの契約期間の満了前に新たにサブスクリプション又は別の製品を購入した場合であっても、以前に購入した本デジタルプロダクトの残りの期間に相当する使用料の返金は行われないものとします。
3. MBJが、(a) 本関連利用約款第1章第4.12条または第1章第8.2条に基づきデジタルプロダクトの提供を停止したこと、または、(b) 本関連利用約款第1章第9.4条に基づき本関連利用約款に基づく利用契約を解除したことを理由にデジタルプロダクトの提供を停止した場合、本カスタマーが当該デジタルプロダクトにつきMBJに対して支払った使用料の返金（按分計算による返金を含みます。）は行われないものとします。
4. MBJが、専ら自らの都合により、または、専らMBJの責めに帰すべき事由により、デジタルプロダクトの提供を恒久的に停止した場合、本カスタマーが当該デジタルプロダクトにつきMBJに対して支払った使用料（パッケージ商品として使用料を支払った場合は当該サービスに係る使用料を別途MBJが定める方法により按分計算します。）につき、以下の条件に従い返金が行われるものとします。
  - 利用期間に定めのあるデジタルプロダクト  
按分返金を行います。按分計算は、ライセンス期間の残存期間（サービス停止日の翌日から利用期間終了日までの期間）を基に行います。算出された金額が1円未満の金額を含む場合、1円未満の金額は四捨五入するものといたします。
  - 本オンデマンド機能

注文日から1年未満での停止：	使用料の70%
注文日から1年以上2年未満での停止：	使用料の30%
注文日から2年以上での停止：	ご返金なし

- サブスクリプション購入されたデジタルプロダクト

デジタルプロダクトの提供が停止された時点を含む当該月の月額料金の全額を返金します。ただし、無料試用期間中にデジタルプロダクトの提供が停止された場合には、返金は行われません。

5. 本カスタマーが、ご自身の車両に関する購入契約もしくはリース契約を取り消し、または、解除したことを理由に、デジタルプロダクトの利用を停止した場合であっても、本カスタマーが当該デジタルプロダクトにつきMBJに対して支払った使用料の返金（按分計算による返金を含みます。）は、原則として行われません。ただし、MBJの責めに帰すべき事由による債務不履行に基づき解除した場合、または車両に重大な欠陥もしくは契約不適合が存在し、そのために契約の目的を達成することができない場合において、本カスタマーが、ご自身の車両に関連する購入契約もしくはリース契約をデジタルプロダクトを購入した日から30日以内に取り消しまたは、解除した場合には、当該車両について購入されたデジタルプロダクトの使用料を全額返金するものとします。ただし、無料試用期間中にデジタルプロダクトに係る契約が取り消しまたは解除された場合には、返金が行われません。

6. MBJは、デジタルプロダクトの利用可能性についていかなる保証も行わず、本カスタマーとの契約が消費者契約法上の消費者契約に該当しない場合には、その提供の遅延または中断に関して生じた本カスタマーの損害（費用、損失または損害を意味し、合理的な弁護士費用も含みます。以下「**損害等**」といいます。）については、いかなる責任も負わないものとします。本カスタマーとの契約が消費者契約法上の消費者契約に該当する場合は、パートKのセクション1ただし書きの規定に従うものとします。また、車両やシステムの不具合によりデジタルプロダクトが利用できない場合には、本カスタマーは書面でMBJに通知をするものとします。MBJは、当該通知を受けた後、デジタルプロダクトの状態およびその利用可能性を確認し、デジタルプロダクトが利用できないものである場合、本カスタマーがMBJに対して支払った当該デジタルプロダクトの使用料（パッケージ商品として使用料を支払った場合は当該サービスに係る使用料を別途MBJが定める方法により按分計算します。）につき、以下の条件に従い返金を行うものとします。

- 利用期間に定めのあるデジタルプロダクト

按分返金を行います。按分計算は、ライセンス期間の残存期間（サービス停止日の翌日から利用期間終了日までの期間）を基に行います。算出された金額が1円未満の金額を含む場合、1円未満の金額は四捨五入するものといたします

- 本オンデマンド機能

注文日から30日経過未満の書面発送：	使用料の95%
注文日から30日以上1年経過未満の書面発送：	使用料の50%
注文日から1年以上経過後の書面発送：	ご返金なし

- サブスクリプション購入されたデジタルプロダクト

デジタルプロダクトが利用できなくなった時点を含む当該月の月額料金の全額を返金します。ただし、無料試用期間中にデジタルプロダクトの提供が停止された場合には、返金は行われません。

**注意事項：**本関連利用約款（特に本関連利用約款第1章第4.15条）に記載するとおり、デジタルプロダクトは、制約を受けたり、不正確であったり、障害および中断が生じる可能性があります。また、本カスタマーとMBJとの間の本関連利用約款（特に本関連利用約款第1章第4.19条）に規定するとおり、デジタルプロダクトの内容は変更される可能性があります。

## N. 雑 則

1. 本一般利用規約の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈されるものとします。
2. 本項余白
3. デジタルプロダクトに関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
4. 本一般利用規約の規定の一部が無効でありまたは将来無効となった場合でも、他の規定の有効性は影響を受けません。
5. 本項余白
6. MBJは、本一般利用規約の変更が、①本カスタマー一般の利益に適合するとき、または②契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性およびその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときには、本一般利用規約を変更することがあります。ただし、本カスタマーが本一般利用規約の変更前にデジタルプロダクトをご購入された場合、当該ご購入については、注文完了の前に同意いただいた本一般利用規約が継続して適用され、変更後の本一般利用規約が適用されることはありません。MBJは、本一般利用規約を変更するときは、その効力発生時期を定め、かつ、本一般利用規約を変更する旨および変更後の本一般利用規約の内容ならびにその効力発生時期をEメールまたはMercedes me Store（ウェブサイト/スマホアプリ）等により周知します。

## O. 本項余白

## P. 暴力団等反社会的勢力の排除

1. MBJは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、過去に民事・行政問題等に関し違法な行為・不当な要求事項を行った履歴の

ある者、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等反社会的勢力」といいます。）  
に対してはデジタルプロダクトの提供を行いません。

2. 本カスタマーはMBJに対し、自己が次の各号のいずれにも該当しないことを保証するとともに、将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - ① 暴力団等反社会的勢力に該当すること
  - ② 暴力団等反社会的勢力に資金その他の便宜を提供または供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - ③ 自己または第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
  - ④ その他暴力団等反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
  
3. 本カスタマーは、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
  - ① 威力・暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 本一般利用規約または本関連約款に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてMBJの信用を棄損し、またはMBJの業務を妨害する行為
  - ⑤ その他前各号に準ずる行為
  
4. MBJは、本カスタマーが本パートPのセクション2またはセクション3の保証または確約に違反した場合、何ら責任を負うことなく直ちにデジタルプロダクトの全部または一部の提供を停止し、または催告なくして直ちに本一般利用規約に基づく契約を解除することができるものとします。また、本カスタマーは、自己が本パートPのセクション2またはセクション3の保証または確約に違反したことによりMBJ、Mercedes-Benz AGおよびその他のMercedes-Benz AGのグループ会社に生じた損害等について、パートKのセクション5またはセクション6に従い責任を負うものとします。

2019年7月10日制定

2019年11月1日改訂

2022年4月27日改訂

2022年11月2日改訂

2024年4月1日改訂

2024年6月26日改訂